

障害者水増し2000年から 厚労省所管独法、33人関与 雇用率報告

全国の労災病院などを運営する厚生労働省所管の独立行政法人「労働者健康福祉機構」（本部・川崎市）が障害者雇用率を水増しし虚偽報告していた問題で、機構の第三者委員会が17日、「遅くとも2000年ごろから、継続的に行われてきた」との報告書を発表した。委員長の手塚一男弁護士らが東京都内で記者会見した。

報告書は、残された記録から少なくとも06/14

年に歴代の理事や総務部長、人事課長ら33人が不正に関与したと認定した。中には厚労省からの出向者も含まれていた。障害者雇用促進法は障害者雇用率を一定の割合以上で雇つよつ求め、企業や独立行政法人は毎年雇用状況を厚労省に報告する。

機構は報告の際、職員数や障害者数を操作し、法定の雇用率を上回ったようを見せかけていた。

報告書は、不正が長年続いた背景を「組織防衛」

と指摘。関与した職員らは世間の批判を恐れ、事実を隠蔽したとした。会見に同席した機構の武谷雄二理事長は「厳しい報告書で、再発防止に努める」と述べ、関わった職員らを処分する考えを示した。

この問題では厚労省が11月、障害者雇用促進法違反の疑いで機構に対する告発状を横浜地検に提出した。

出典:日本経済新聞 2014年12月18日付

国の行政機関における障害者雇用に関する事業に係る事業に係る検証委員会報告書（平成30年10月22日）概要

厚生労働省（職業安定局）に対する調査結果

○国の行政機関における障害者雇用の実態に対する関心の低さ

民間事業主に対する指導に重点が置かれて、国の行政機関で適切に対象障害者が雇用されているかの実態把握の努力をしなかった。

○制度改正等を踏まえた障害者の範囲や確認方法等についての対応の不手際

・平成17年のガイドライン発出時における対応の問題
民間事業主向けのガイドラインを、制度の異なる国の行政機関向けに所要の手直しを行うことなく、そのまま送付していた。

・毎年の通報依頼発出時における対応の問題
「原則として」身体障害者手帳により確認と記載するのみで、例外について具体的な記載がないなど不明確な内容の通知を発出し続けた。

・確認資料の保存及び引継ぎに対する指導の欠如
民間事業主には省令に基づく保存義務が明確であったが、国の行政機関には指導しなかった。

・平成26年の独法の虚偽報告事案発生時における対応の問題
独法における障害者雇用状況の虚偽報告事案は、現時点から振り返ると、国の行政機関の実態を確認すべき重要な機会であった。

検証結果

○民間事業主に率先して障害者雇用に積極的に取り組むべきことは当然の責務であるにもかかわらず、多くの国の機関で障害者雇用を促進する姿勢に欠け、相当数の対象障害者の不適切計上があつたことは極めてゆゆしき事態。
○厚生労働省（職業安定局）側と各行政機関側の問題があいまって、大規模な不適切計上が長年にわたつて継続すると至つたものと言わざるを得ない。

各行政機関に対する調査結果

○対象障害者の計上方法についての正しい理解の欠如

一部適切に対応していた機関もあつたが、正しい理解に努める姿勢に欠け、障害者の範囲や確認方法を恣意的に解釈していた。

【例】・身体障害者は「原則として」障害者手帳により確認しているが、例外を厚労省に確認することなく解釈
・精神障害者は精神保健福祉手帳を有する者に限る旨、法律上も厚労省からの依頼通知上も明記しているが、手帳によらずに計上

○対象障害者の杜撰な計上

独自の実務慣行を安易な前例踏襲により引き継いでいた。

【例】・視覚障害を矯正視力ではなく、健康診断結果等の裸眼視力で判断
・人事記録等の病名等のみで内部機能障害として計上
・精神障害を自己申告に基づく人事記録等で主観的に判断
(不適切計上の方法に特異性が認められる国の行政機関)
・うつ病等の精神疾患等を内部機能障害として多数計上(国税庁)
・退職した職員を長年にわたり漫然と多数計上(国交省)
・雇用率算定の除外職員(刑務官等)を多数計上(法務省)
・特定の障害種別を多数計上

(視覚障害:総務省・環境省・特許庁・農水省、精神障害:外務省)

○障害者雇用促進法の理念に対する意識の低さ

組織として障害者雇用に対する意識が低く、ガバナンスが著しく欠如。担当者が法定雇用率を達成させようとするあまり、恣意的に解釈された基準により、例えれば既存職員の中から対象障害者として選定する等の不適切な実務慣行を継続させてきた。これを放置し継続させってきたことが今般の事業の基本的な構図との心証を強く形成。

【平成29年通報時の国の行政機関における不適切計上 TOP10】

- ①国税庁 不適切計上者数 1,103名
身体障害 1,099名（内部 688名（※）（62%）、肢体 171名、聴覚 123名、視覚 111名、音声 6名）、精神障害 3名、知的障害 1名
※ 平成29年度に新たに対象障害者として計上された 271名のうち、内部機能障害が 187名。その 187名のうち、80名（42%）が「うつ病」「適応障害」「統合失調症」「アスペルガーハー」などの精神疾患や「うつ状態」「不安障害」「適応障害一步手前」などの状態とされている者除外職員 2名（法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数には不算入）
- ②国土交通省 不適切計上者数 629名
身体障害 602名（内部 273名（43%）、肢体 142名、視覚 102名、聴覚 78名、音声 7名）、精神障害 27名
平成29年通報時不在職していなかつた者 81名（退職者 74名、出向者 7名）
- ③法務省 不適切計上者数 512名
身体障害 481名（内部 247名（48%）、視覚 150名、肢体 60名、聴覚 22名、音声 2名）、精神障害 31名
除外職員 109名（法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数には不算入）
- ④防衛省 不適切計上者数 332名
身体障害 310名（内部 144名（43%）、肢体 81名、視覚 59名、聴覚 25名、音声 1名）、精神障害 22名
除外職員 3名（法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数には不算入）
- ⑤農林水産省 不適切計上者数 219名
身体障害 218名（視覚 160名（73%）、内部 26名、肢体 22名、聴覚 8名、音声 2名）、精神障害 1名
- ⑥財務省 不適切計上者数 184名
身体障害 130名（内部 47名、聴覚 39名、肢体 28名、視覚 15名、音声 1名）、精神障害 54名（29%）
平成29年通報時不在職していなかつた者 5名（うち 1名は過去に在職歴がない者で「通報書の作成にあたり、計上ミスとなつてしまつた」とされている。他 4名のうち、2名は退職者、2名は出向者。）
- ⑦外務省 不適切計上者数 146名
身体障害 38名（内部 20名、肢体 9名、視覚 5名、聴覚 2名、音声 2名）、精神障害 108名（73%）
- ⑧経済産業省 不適切計上者数 105名
身体障害 93名（内部 68名（64%）、肢体 12名、聴覚 7名、視覚 6名）、精神障害 12名
- ⑨総務省 不適切計上者数 75名
身体障害 75名（視覚 74名（98%）、聴覚 1名）
- ⑩特許庁 不適切計上者数 53名
身体障害 53名（視覚 43名（81%）、聴覚 8名、肢体 2名）
- ⑪文部科学省 不適切計上者数 53名
身体障害 53名（視覚 43名（81%）、聴覚 8名、肢体 2名）

出典: 国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会「報告書」より 高橋千鶴子事務所作成



2018年11月14日 衆議院厚生労働委員会 日本共産党 高橋千鶴子 提出資料

(別紙)

	障害者である職員の不足数 (平成30年6月1日現在)※	採用予定数		採用予定数の合計
		計画の始期 ～平成30年度末	平成31年度当初 ～計画の終期	
行政機関合計	3,875.0	1,491.5	2,581.0	4,072.5
内閣官房	28.0	5.5	29.0	34.5
内閣法制局	—	—	—	—
内閣府	47.0	9.0	44.0	53.0
官内庁	14.0	1.5	15.0	16.5
公正取引委員会	3.0	6.0	0.0	6.0
警察庁	—	—	—	—
金融庁	10.0	10.0	17.0	27.0
消費者庁	10.5	3.0	4.0	7.0
個人情報保護委員会	—	—	—	—
復興庁	5.0	(注)	(注)	(注)
総務省	80.0	5.0	80.0	85.0
法務省	574.5	383.0	248.5	631.5
公安調査庁	31.0	25.0	0.0	25.0
外務省	138.0	23.0	123.0	146.0
財務省	157.0	68.5	101.0	169.5
国税庁	1,068.5	550.0	546.0	1,096.0
文部科学省	47.0	4.5	44.5	49.0
厚生労働省	—	—	—	—
農林水産省	212.5	44.0	179.0	223.0
林野庁	44.5	24.0	25.0	49.0
水産庁	12.0	5.0	10.0	15.0
経済産業省	103.5	42.5	63.0	105.5
特許庁	64.0	18.0	54.0	72.0
国土交通省	713.5	183.0	549.0	732.0
観光庁	6.0	7.0	0.0	7.0
気象庁	54.0	20.0	46.0	66.0
海上保安庁	—	—	—	—
運輸安全委員会	4.0	5.0	0.0	5.0
環境省	53.0	6.0	47.0	53.0
原子力規制委員会	—	—	—	—
防衛省	350.5	32.0	319.0	351.0
防衛装備庁	29.0	3.0	28.0	31.0
人事院	10.0	6.0	6.0	12.0
会計検査院	5.0	2.0	3.0	5.0

※ 障害者である職員の不足数(平成30年6月1日現在)については、全体的に平成29年6月1日現在の不足数よりも増加しているが、これは主に本年4月1日からの国の行政機関における法定雇用率が、それまでの2.3%から2.5%になったことに伴うものである。

注 復興庁においては、今般の平成29年6月1日現在の障害者の任免状況にかかる再点検結果により、法定雇用障害者数からの不足数が5.0人と判明したことから、平成32年度末の復興庁の廃止も見据えて、採用予定数について検討中である。

出典:公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」より

2018年11月14日 衆議院厚生労働委員会 日本共産党 高橋千鶴子 提出資料

2 構造的な問題

本件における問題の深刻さは、虚偽報告が、組織内不正で典型的に見られるような、事情を知っていたごく少數の者により密行的に行われてきたものではなく、組織内で長期間にわたり構造的に行われてきたということである。

すなわち、事情を知った決裁ライン上の者全員（厚生労働省からの出向者を含む。）の中には障害者雇用促進法の所管課課長を務めた者もいる。さらに報告を受けた理事までが、少なくとも10年以上異動による交代を繰り返しつつも虚偽報告を行うことを是認してきたのである。

さらに、関与者らはいざれも積極的に虚偽報告を行いたいとは思っておらず、特定の人物が虚偽報告を行うように明確な指示を行ったという事実も認められない。にもかかわらず、虚偽報告が継続したのは、関与者らの倫理観等に関わらず虚偽報告を継続せざるを得ないもの、すなわち、法令遵守よりも前例踏襲と組織防衛を最優先する体質が機構に根強く存在したからであると言わざるを得ない。

このような機構の体質が、どのように形成されていったのかは明らかではないが、関与者らからのヒアリングにおいては、虚偽報告が発覚すれば、特殊法人改革等で厳しい批判にさらされている機構がさらに厳しい立場に追い詰められ、存続さえ危ぶまれると考えたとの供述があった。このような特殊法人改革等による組織合理化等の要求（定員削減や国立病院機構等との統合）に対する過剰ともいえる反応が、組織防衛的な発想をさらに強めたことは否定できないと考えられる。

また、本来厚生労働省出向者は、機構の前例にとらわれず、しがらみのない立場で管理職として業務を遂行し、不適正・不適切な業務があれば、これを積極的に是正することが期待されているはずである。しかし、実際には、決裁ラインにいた同省出向者らの大半が虚偽報告に関与し、それを是正しようとはしなかった。これは、出向者にとっては、機構業務の是正を行うことよりも、機構及び過去の出向者さらには厚生労働省に傷がつかないようにすることが重要となっていたからではないかと考えられる。

3 職員数の記載に関する問題

本調査の過程において、障害者雇用率以外に、職員数についても、機構が実態に反する報告を対外的に行っていったことが明らかになったので、この点についても指摘する（各種数値の推移等については別紙5のとおり）。

機構は、毎年、厚生労働省に対し、「独立行政法人労働者健康福祉機構組織図」（以下、「組織図」という。）を提出して職員総数並びに本部、各施設及び病院の職員数の内訳を報告している。

この組織図においては、嘱託職員の大半（勤務形態は正規職員と大きな違いのない職員が相当数を占めると考えられる。）が計上されていないうえに、本部の人員としては機構内

出典：独立行政法人労働者健康福祉機構に対する第三者委員会「報告書」（概要版）より

下線は高橋千鶴子事務所